

東アジアにおける資源循環 ～中国の廃棄物・リサイクル対策～

住宅研究部 住環境計画研究室長 有川 智



1. はじめに

中国沿岸部を中心とした経済発展は、世界経済の成長に貢献する一方、世界全体のセメントの40%、スチールの27%といわれる膨大な資材を消費し、廃棄物量の急激な増大や深刻な環境汚染を引き起こしている。筆者は、2004年9月から一年間上海の同濟大学において「亞太(アジア太平洋)地区持続型建築・材料」に関する調査研究を行う機会を得て以降、東アジアにおける物質フローと循環型社会形成に関する研究に取り組んでいる。

東アジアの循環型社会形成に向けた取り組みとしては「3R(リデュース、リユース、リサイクル)イニシアティブ」(環境省)や「グリーン・エイド・プラン」(経産省)などがあり、日本の環境技術を発展途上国に移転普及させることによって国際的な3Rの推進が図られているが、建設リサイクル分野における貢献は必ずしも十分とはいえない。

2. 中国における建設廃棄物のリサイクル

(1) 中国の廃棄物処理の実態

中国の工業固体廃棄物量は、中国環境状況公報によると、2000年の約8億トンから2005年には約13億トンと、年13%近く増加している。その間、総合利用率(日本の再資源化率、定義が異なり直接比較はできない)は51.8%から56.1%に向上了が、その伸びは鈍い。建築系廃棄物は都市廃棄物に分類され、その30~40%を占めるといわれているが、解体時の廃棄物量に関する信頼性の高い統計データはほとんど無く、その詳細は明らかでない。

現在の建築系廃棄物は、コンクリート、レンガ、土などが主であり、一部のがれき類が地盤改良や埋め立てに重用されるが、多くは郊外に運搬して未処理のまま露天に積み上げられるか埋められて

いるのが実情である。近年漸くコンクリートくずの細骨材への利用が試みられている段階である。

(2) 中国の廃棄物関連の法整備と実施体制

中国における廃棄物関連の法体系は表に示す通りであり、基本的な法律は整備されつつある。

表—1 主な廃棄物関連法整備状況の日中比較

	廃棄物処理関連	3R関連			
		基本法: 清潔生産法(2003) 循環経済促進法(2007予定)			
		建設	容器包装	家電	自動車
中 国	固体廃棄物汚染環境防治法 (1995、2004改正)	×	○ (1998)	△ 草案	検討中
日本	廃棄物処理法 (1970、2002改正)	基本法: 資源有効利用促進法(1991、2000改正) 循環型社会形成推進基本法(2000)			
		建設	容器包装	家電	自動車
		○ (2000)	○ (1995)	○ (1998)	○ (2002)

*中央環境審議会・廃棄物リサイクル部会・国際循環型社会形成と環境保全に関する専門委員会中間報告(平成18年2月)から作成。

中国政府の廃棄物・リサイクル政策は、国務院の指導の下で、国家発展改革委員会、国家環境保護総局、建設部等が責任を分担している。建築系廃棄物は建設部の管轄となっているが、実際の運用は各地域において差が大きく、実効性のある各種指針・基準類の策定は始まったばかりである。

3. おわりに

東アジアの資源循環を考える緒として、中国における廃棄物・リサイクル対策に関して概要を報告した。これまでの研究により、実態把握を通して基本的課題が整理された。現在、①有限な資源の有効利用促進と②廃棄物の適正処理の実現に向けて、建設リサイクル分野における具体的な課題の設定と実施体制を準備しているところである。

尚、2006年3月に独立行政法人建築研究所と同濟大学との研究協力協定が締結された。お互いの技術・知見を共有しつつ、協調して東アジアの循環型社会形成に寄与することが期待される。